

【公表】

整理番号	44
契約番号	30農振財契第1303号
件名	森林循環促進事業(植栽・下刈)委託(西多摩郡檜原村字神戸)
履行場所	東京都西多摩郡檜原村字神戸
概要	下刈(1回刈) 8.90ha 植栽 8.90ha
履行期間	契約締結日から平成31年(2019年)8月23日まで
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①から④のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目133:樹木・緑地等保護」のうち「取扱品目02 園地・植込地等保護管理」又は「取扱品目05 除草・草刈(緑地育成)」で登録している者であること。 ②東京都における平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目110:道路・公園管理」のうち「取扱品目05枝落し・除草・草刈」又は「営業種目133:樹木・緑地等保護」のうち「取扱品目05除草・草刈(緑地育成)」で登録している者であること。 ③東京都における平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目190:その他の業務委託」のうち「取扱品目99 その他」で登録している者であること。 ④当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。
格付	問わない
現場説明会	なし
入札予定日時	平成31年3月27日(水) 10時30分 ※時間は変更する場合があります。
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎(東京都立川市富士見町3-8-1) セミナー室
希望申出期間	平成31年3月11日(月)から3月15日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①又は②又は③に該当する場合は、 東京都の「平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成29・30年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件④に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
(1)から(3)までを提出してください。	
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札の結果については、公表しますので、予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 河野 浩 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 花粉対策室 【担当】 上 住所 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎内 電話 0428-20-8134 FAX 0428-22-1489 HPアドレス: http://www.tokyo-aff.or.jp/

植栽・下刈作業特記仕様書

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、この施業の施工に適用する。

第2条 この委託の施業に当たっての一般事項は、「標準仕様書」によるものとする。

第3条 「標準仕様書」・「特記仕様書」の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」・「標準仕様書」の順によるものとする。

第4条 この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。

1) 標準仕様書（附則－1） 「森林施業記録写真要領」

2) 標準仕様書（附則－2） 「受託者提出類様式集」

第5条 標準仕様書・適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

第6条 受託者は施業写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。

第7条 この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるものとする。

第8条 受託者は、施業着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。

第9条 受託者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。

第10条 受託者は、施業に従事した作業員の、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、退職金共済の加入状況を取りまとめ、加入を証する書類の写しを添付して、発注者へ提出しなければならない。

第11条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。

第12条 受託者は、施業の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。

第13条 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。

第14条 東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守するものとする。

第15条 本委託の実施にあたっては、財団の定めた森林管理方針に従いSGEC森林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努めることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様式－12にて報告すること。なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の

使用に当たっては、「オイル・燃料の管理指導指針」に基づき水系への流出等のないよう適切な管理を行うこと。

第2章 工期及び検査

第16条 植栽は、契約日から47日間までの工期とし、施業が完了次第速やかに中間検査を行う。

第17条 下刈は、植栽の中間検査終了後、間をあけて7月1日から8月22日までの38日間とし、施業が完了次第竣工検査を行う。

第3章 提出書類

第18条 受託者は、施業のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

- 1) 施業記録写真 1部

第4章 施業

第19条 植栽

- 1) 花粉の少ないスギ及びヒノキの苗長は45cm程度、広葉樹の苗長は50cm程度とし、2～3年生苗とする。
- 2) 植栽列は、横列とし苗間及び列間距離については、監督員の指示に従うこと。
- 3) 苗木の列間隔及び苗間隔が、均等になるように植栽する。ただし、岩盤及び根株等の傷害物がある場合は、これを避けて植栽する。
- 4) 樹下植栽の場合は、上木との間隔も考慮して植栽する。
- 5) 混植の場合は、樹種の混交状態が均一になるように植栽する。
- 6) 広葉樹を植栽する場合の樹種は監督員の指示に従うこと。
- 7) 苗木は東京都山林種苗緑化樹生産組合から購入すること。
- 8) 植栽する苗木は材料搬入内訳調書を作成して、納品書等を提出し、監督員の確認を受けること。
- 9) 広葉樹の植栽にあたっては、広葉樹苗に沿うように目印棒（青色ファイバー製φ4.5mm×1.50m）を立て込むこと。

第20条 植付け方法

- 1) 植穴周囲の落葉、下草等は取り除き、苗木の根を十分考慮し植穴をつくること。
- 2) 植穴の中央に苗木の根を四方に拡げ腐植に富んだ表土を寄せ掛け、適度に踏み固めること。この際、枝条、石礫等が入らないよう注意すること。
- 3) 苗木の根本には、落葉、下草で被覆し、水分の保持につとめること。
- 4) 受託者は、乾燥した天気が続いて苗木の活着が困難と思われる場合には、監督員に報告し協議すること。

第21条 仮植

- 1) 苗木は、受領後速やかに、指定した場所に仮植する。
- 2) 仮植本数は、ヒノキ及びスギではおおよそm²当たり90本程度、その他の樹種は40本程度を目安にする。
- 3) 苗木の根が曲がらないように仮植する。なお、異常に長い苗木の根は切断して仮植する。

- 4) 苗木を仮植する深さは、最下枝がやや埋まる程度とする。
- 5) ヒノキの場合は、葉裏を地面に向けて仮植する。
- 6) 仮植後の踏み付けは、十分に行う。

第22条 苗木の運搬

- 1) 苗木の梱包は、丁寧に取り扱い、三段以上積み重ねない。
- 2) 苗木の梱包に使用されるこも等の処理は、受託者が行うこと。
- 3) 小運搬の際、やむをえず分けて梱包する場合は、根部を乾燥させない。
- 4) 苗木の持ち運びは、必ず苗木袋を使用し、苗木の根を長時間露出させない。

第23条 地拵

- 1) 施工地において伐採作業により発生した枝条及び端材等を林内に横筋状かつ等高線に沿って整理すること。
- 2) 横筋は杭等により斜面下方向に落ちないようにすること。
- 3) 横筋の幅は概ね1.5m以内、高さは概ね2.0m以内とする。
- 4) 横筋の配置にあたっては、植栽時の苗間を考慮し、均一に植栽することが可能となるように横筋と横筋の間隔を調整すること。また、斜面の上下方向の移動を妨げることがないようにするため、一つの横筋が極端に長くならないようにすること。
- 5) 枝条は分散し、一定箇所集中して集積しないこと。なお、原則として沢には集積しないこと。
- 6) 伐採作業と並行して地拵作業を行う場合は、作業範囲の重複を避ける等の安全対策を講じること。
- 7) 上記以外の方法により地拵えをする場合は、事前に監督員に通知のうえ承諾を得ること。

第24条 下刈

- 1) 植栽木の傷害となる雑草木、蔓茎ささ類等は、すべて地際より丁寧に刈り払うとともに誤伐等に十分注意すること。
- 2) 刈払物は地面に敷きならし、施業にあつては、植栽木を損傷しないよう細心の注意を払うこと。
- 3) 寒害のおそれがある場所においては、監督員の指示に従い、筋刈、坪刈を行わせることがある。
- 4) 地質あるいは土壌その他により、雑草木等の繁茂状態が異なるので、時期には十分考慮すること。

第25条 枯補償

施業完了後、植栽した苗木の枯死の発生が確認された場合は、協議の上、次の号の定めにより適切な措置を講じなければならない。

- 1) 植栽完了後、6ヶ月を経過した時点で枯死が確認された場合は、発注者の立会い確認を受けなければならない。
- 2) 天災、その他やむを得ないと認められる場合以外であつて、受託者の責に帰すべき理由により、植栽した苗木の4割以上が枯死した場合は、受託者の負担により植替えを行うこと。この場合、受託者は、原則として活着済みの苗木等と同等以上の規格のものを使用すること。

第 26 条 その他

- 1) 施業進行に際し、監督員、地権者及び近隣地主等との連絡を密に取りトラブル等起きないように十分注意すること。
- 2) 施業箇所一般登山者等が、立ち入らないよう保安看板等を設置し現場内に登山者が立ち入らないよう万全を期すこと。また、下部に林道等がある場合には、通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設置すること。
- 3) 植栽に使用する花粉の少ないスギは、当初「はだか苗」で設計したが、諸事情により「コンテナ苗」に変更することもあり得る。変更する場合において、契約金額を変更する必要があるときは、監督員と協議の上、これを定める。
- 4) 上記以外の事項については、監督員の指示に従うこと。